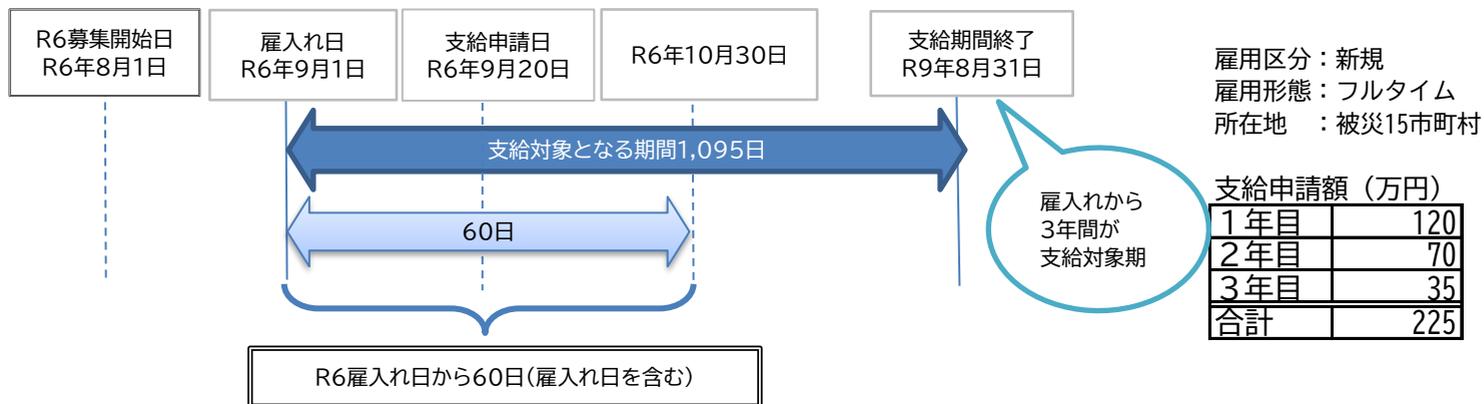


ふくしま産業復興雇用支援助成金（雇入費）支給要綱第7条及び第7条の2の計算方法については次のとおりとする。

①募集開始日以降に雇入れた者を、雇入れから60日以内に申請する(減額されない例)

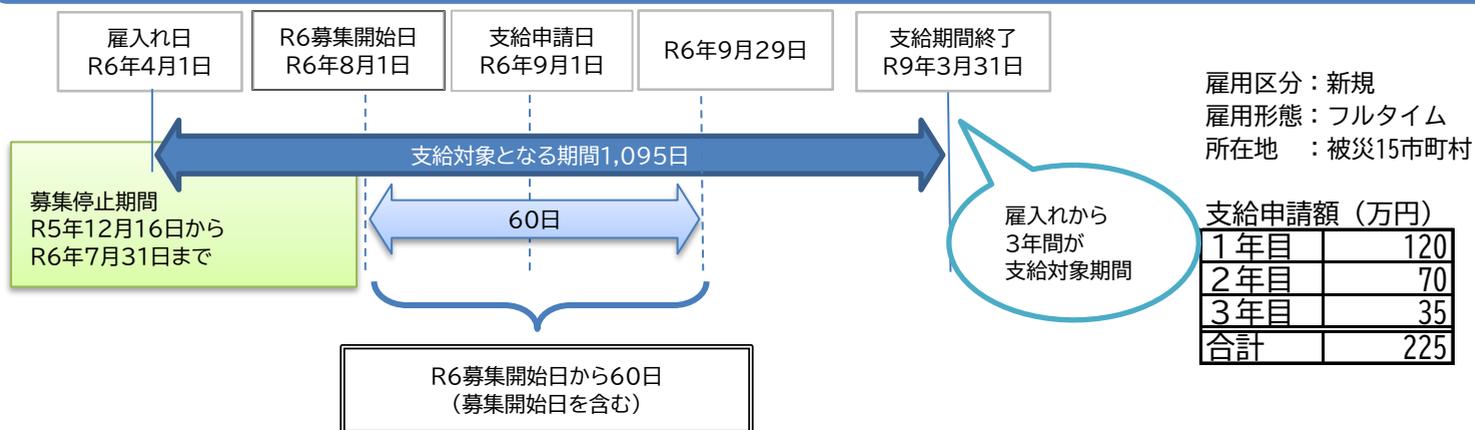


○支給対象期間の助成金の支給額

- ①1年目（支給対象期間：令和6年9月1日～令和7年8月31日）
支給対象期間の支給日数：365日
支給対象期間の支給決定額：120万円
- ②2年目（支給対象期間：令和7年9月1日～令和8年8月31日）
支給対象期間の支給日数：365日
支給対象期間の支給決定額：70万円
- ③3年目（支給対象期間：令和8年9月1日～令和9年8月31日）
支給対象期間の支給日数：365日
支給対象期間の支給決定額：35万円

(※ 支給要件を満たさなくなった場合を除く。)

②令和5年12月16日から令和6年7月31日までに雇入れた者を、募集開始日から60日以内(令和6年9月29日まで)に申請する(減額されない例)

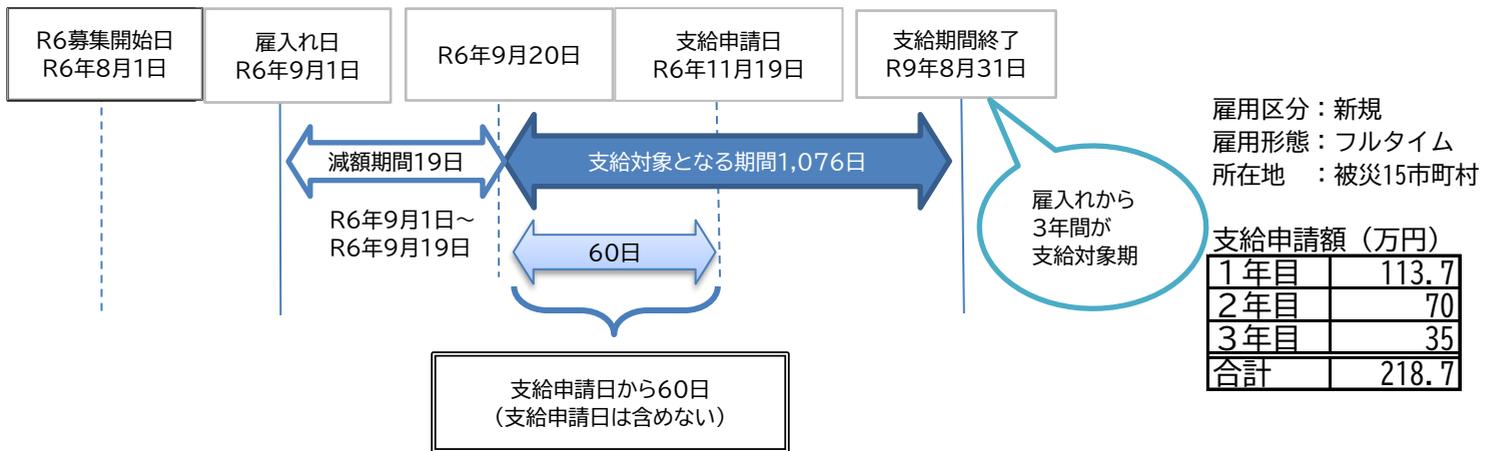


○支給対象期間の助成金の支給額

- ①1年目（支給対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日）
支給対象期間の支給日数：365日
支給対象期間の支給決定額：120万円
- ②2年目（支給対象期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）
支給対象期間の支給日数：365日
支給対象期間の支給決定額：70万円
- ③3年目（支給対象期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日）
支給対象期間の支給日数：365日
支給対象期間の支給決定額：35万円

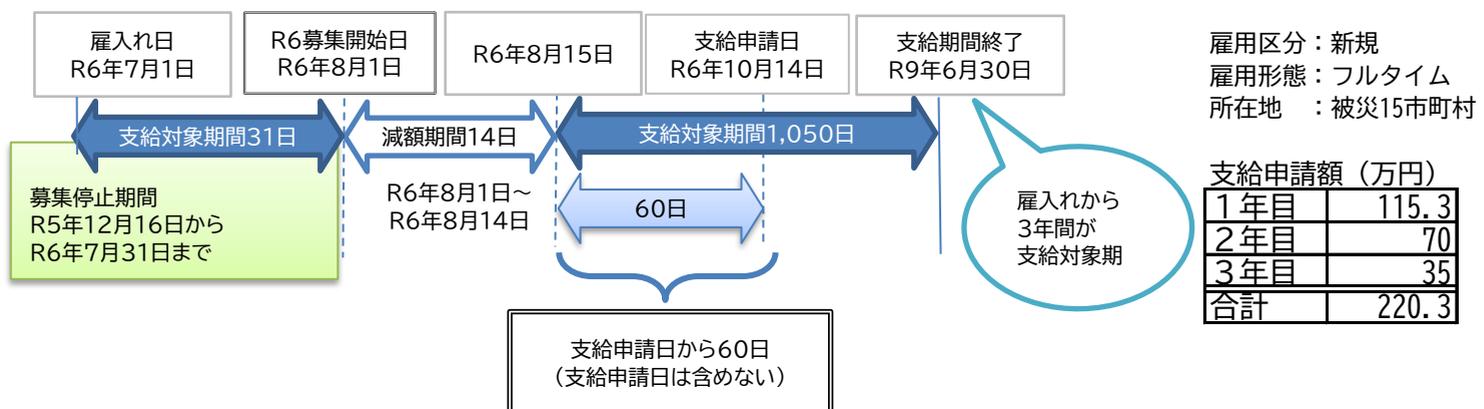
(※ 支給要件を満たさなくなった場合を除く。)

③募集開始日以降に雇入れた者を、雇入れから60日を超えて申請する(減額される例)



- 支給対象期間の助成金の支給額
- ①1年目(支給対象期間：令和6年9月1日～令和7年8月31日)
支給対象期間の支給日数：365日－19日＝346日
支給対象期間の支給決定額：120万円×346日÷365日≒113.75万円
(※1千円未満切り捨て)
支給額：113.7万円
 - ②2年目(支給対象期間：令和7年9月1日～令和8年8月31日)
支給対象期間の支給日数：365日
支給対象期間の支給決定額：70万円
 - ③3年目(支給対象期間：令和8年9月1日～令和9年8月31日)
支給対象期間の支給日数：365日
支給対象期間の支給決定額：35万円
- (※支給要件を満たさなくなった場合を除く。)

④令和5年12月16日から令和6年7月31日までに雇入れた者を募集開始日から60日(令和6年9月29日)を超えて申請する(減額される例)



- 支給対象期間の助成金の支給額
- ①1年目(支給対象期間：令和6年7月1日～令和7年6月30日)
支給対象期間の支給日数：365日－14日＝351日
支給対象期間の支給決定額：120万円×351日÷365日≒115.39万円
(※1千円未満切り捨て)
支給額：115.3万円
 - ②2年目(支給対象期間：令和7年7月1日～令和8年6月30日)
支給対象期間の支給日数：365日
支給対象期間の支給決定額：70万円
 - ③3年目(支給対象期間：令和8年7月1日～令和9年6月30日)
支給対象期間の支給日数：365日
支給対象期間の支給決定額：35万円

⑤支給対象とならない例



○令和5年度助成金募集受付期間以前の雇入れについては、今年度の新規申請は認められません。